介護保険事業にかかる費用(見込み)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
介護給付費(要介護 1 ~ 5 利用分)	1,047,954 千円	1,138,714 千円	1,189,837 千円		
予防給付費(要支援 1 ~ 2 利用分)	83,586 千円	91,535 千円	100,712 千円		
その他給付・審査支払手数料	68,633 千円	70,369 千円	72,124 千円		
地域支援事業	35,500 千円	38,500 千円	40,000 千円		
市町村特別給付(おむつ購入費給付事業)	9,667 千円	10,003 千円	10,378 千円		

①高齢化が進み、

、介護サ

【主な理由】

断して、3年ごとに見直されま どれくらい必要となるかを判 でどのような介護サービスが 3年ごと

特別徴収

は納付書で個別に納めます。 年金が年額18万円未満の

年金が年額18万円以上の方

年金からの天引きになりま

ら10回(期)に分けて納めま 介護保険料の年額を6月 の2通りに分かれます

普通徴収

よって特別徴収と普通徴収

納め方は、年金の受給額に

なります。

月後から保険料が天引きと 握されると、おおむね6か

保険料の見直

介護保険料は、今後3年間

いたしますので、ご確認くださ 入通知書」を送付し、お知らせ 護保険料の決定内容について

介護保険料はどのように

5月2日生まれ→5月分から

1日生まれ

 $\overset{\downarrow}{4}$

月分から

納めるの?

6月15日に「介護保険料納

65歳以上の方の各年度の介

か送付されます

介護保険料納入通知書」

例

保険料を基に月割計算されま がある月)の分からです(年額 保険料を納めるのは、 なった月(65歳の誕生日 第 1 号被保険者として介護 · 65 歳に の前日

保険料を納め始めるのは

②必要な時に必要なサ スを利用する方の数や利用 を利用できるよう、 量が増えているためです。 するためです ビスを計画的に整備 在宅·施

介護保険を滞納すると・・・

介護保険サービスを利用した際の利用者負担は、通常 は掛かった費用の1割ですが、介護保険料を滞納している と、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。

介護保険料は、介護保険の大切な財源となっています ので、納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると(給付の償還払い化)

費用の全額を利用者が一旦自己負担し、申請により後 で保険給付分(費用の9割)が支払われる形となります。

1年6か月以上滞納すると(支払の一時差止)

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一 部、または全部が差し止めとなります。さらに滞納が続くと 滞納していた介護保険料と相殺されます。

2年以上滞納すると(保険給付率の引き下げ)

利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介 護サービス費が受けられなくなったりします。

☎52.5852(直通) 健康福祉課 【お問い合わせ先】 介護保険係

7



③口座振替依頼書(役場+②印かん(通帳届出印)

①預金通帳 持って、指定の金融機関でお申 行く手間が省け、納め忘れ し込みください 心配もありません。次のものを

口座振替をすると、納めに 振替が便利です!!

◎「普通徴収」の方は、

П 座 年金が一時、差した場合 など 止めになっ

年度途中に保険料の額が増 減した場合 ら転入した場 度途中にほかの市町村 か

年

で納めます。 納めていただきます

年度途中で65歳になった場合

特別徴収の対象者として把

て天引きされます。

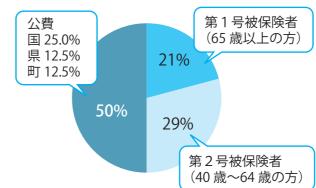
介護保険料の年額を、年

金

の支払い月に年6回に分け

※次の場合は、一時的に納付書 すので、氷川町役場出納室町から納付書が送付されま や取り扱い金融機関などで

介護保険給付費の財源



険料によりまかなわれています。 20%から21%に改められました。 分は公費で、残り半分は第1 介護保険給付にかかる財

保険の財源

保険者と第2号被保険者の介護保 第1号被保険者の負担割合が 71号被源の半

介護保険料基準額はこのように算出されます

氷川町で必要な 介護サービスの 総費用(3年間)

65歳以上の 方の負担割合 X **21%**

氷川町に住む 65歳以上の方 の人数(3年間)

氷川町の介護保険料 基準額(年額) = 60,000円

介護保険料の見直しにより、平成24年度から平成26年度までの介護保険料「基準額」が決まりました。

料

改定

介護保険料は、「基準額」をもとに合計所得金額などによって決められます。

	所得段階	基準額×調整率	所得段階別の保険料 (年 額)
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で 老齢福祉年金(※1)を受けて いる方	基準額× 0.50	30,000円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額(※ 2) と課税年金収入の合計が 80 万円以下の方	基準額× 0.50	30,000円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、 第2段階に該当しない方	基準額× 0.75	45,000 円
されてい 税非課税 計所得金 の合計が ・世帯の誰 されている	・世帯の誰かに住民税が課税 されているが、本人は住民 税非課税の方で、前年の合 計所得金額と課税年金収入 の合計が80万円以下の方	基準額× 0.88	52,800円
	・世帯の誰かに住民税が課税 されているが、本人は住民税 非課税の方【上段以外の方】	基準額× 1.00	60,000円
第5段階	・本人が住民税課税者で、前 年の合計所得金額が190万 円未満の方(※3)	基準額× 1.25	75,000円
第6段階	・本人が住民税課税者で、前 年の合計所得金額が190万 円以上の方	基準額× 1.50	90,000円

- 老齢福祉年金
 - 明治44年4月1日以前に生まれた方、または大正5年4月1日以前に生まれた方で、一定の 要件を満たしている方が受給されている年金。
- 合計所得金額の「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額。
- 第5段階、第6段階の基準となる合計所得金額が200万円から190万円に改められました。

広報ひかわ 2012.6